

# 川崎市都市計画マスタープランまちづくり推進地域別構想の策定手続き に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「都市計画マスタープラン」という。）として定める、まちづくり推進地域別構想の作成又は変更の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 都市計画マスタープラン 都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。

議会の議決を経て定められた「基本構想」及び市が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するとともに、市の総合計画や政策領域別計画などとの整合を図って定める。

個別の計画事業の内容そのものを直接定めるものではないが、市が定める都市計画はこの都市計画マスタープランに即して定めることとなる。

(2) まちづくり推進地域別構想 川崎市の都市計画マスタープランは、全体構想、区別構想及びまちづくり推進地域別構想の3層構成としており、その第3層目に当たる、最も身近な地域における都市計画の基本方針となるもの。

(3) 地域住民 対象となる区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者。

(4) 地域住民等 地域住民及びまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人（NPO法人）又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人。

(5) まちづくりの基本方針 地域住民等が主体となって作成する、当該地域のまちづくりに関する基本的な方針であり、原則として「めざすべき都市像」並びに「土地利用」、「交通体系」、「都市環境」及び「都市防災」などの「分野別の基本方針」等をもって構成する。ただし、その内容については、特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす恐れがある内容となっているもの又は特定の事業活動その他の活動に反対することを目的とする内容となっているものではないこと。また、対象となる地域を越えた住民等の合意や行政施策の連携を必要とするものでないこととする。

## (構想の発意)

第3条 市長は、市の都市計画マスタープラン等に基づき、個別の地域事情などを勘案し、まちづくり推進地域別構想の作成又は変更が必要と認めるときは、素案を作成するものとする。

2 前項による計画の他、地域住民等は、まちづくり推進地域別構想の対象となる区域内の地域住民の概ねの賛同を得て、地域における「まちづくりの基本方針」を作成し、市長に地域発意によるまちづくり推進地域別構想の作成又は変更を提案することができる。

(提案の要件)

第4条 前条第2項の提案に当たり、必要な要件は次のとおりとする。

(1) 上位計画等との関係

- ア 市の都市計画マスタープラン等に即したものであること。
- イ 議会の議決を経て定められた「基本構想」及び市が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するとともに、市の総合計画や政策領域別計画等との整合が図られていること。

(2) 対象区域

- ア 概ね小・中学校区や複数の町内会・自治会の区域等、一定の地域を単位とし、地形等の自然的条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、日常生活上の交流の範囲、区域区分等を考慮し、各地域像を描き施設を位置づける上で適切なまとまりのある空間の範囲とする。
- イ 対象区域の設定に当たっては、既に策定された他のまちづくり推進地域別構想の区域と重複せずに定めていること。ただし、提案の内容が既に策定されたまちづくり推進地域別構想の内容と抵触しない場合は、この限りでない。

(3) 提案できる者

前条第2項に基づく提案ができるものは、地域住民等とする。

(4) 合意形成

- ア 地域における「まちづくりの基本方針」等の内容について、地域住民との調整が整い、概ね賛同が得られていること。なお、「概ね賛同が得られている」とは、地域住民等への周知、説明会及び意見書募集等が行われ、その内容について概ね賛同が得られていることをいう。
- イ 反対者がある場合は、その意見を聴いたうえで十分に説明を行い、必要に応じて適切な対応を行うなどの配慮をしていることが確認できること。
- ウ 周辺住民等の参加の機会を設けるなど、周辺住民等の理解を得られるよう努めていること。
- エ 市長は、合意形成の状況について、必要に応じて提案者又は地域住民及び周辺住民等に確認することができる。

(提出書類)

第5条 第3条第2項の規定によりまちづくり推進地域別構想の作成又は変更を提案する場合は、次の書類を市長あて提出するものとする。

- (1) まちづくり推進地域別構想提案書(様式1)
- (2) 対象となる地域における「まちづくりの基本方針」
- (3) 対象区域図(川崎市地形図1/2, 500に記入する。)
- (4) 地域住民への説明経緯書(様式2)

(5) 事前協議書(様式3)

(6) 提案を行うことができる者であることを証する書類

2 提案しようとするまちづくり推進地域別構想の内容等の説明のため、必要に応じて次の資料を提出するものとする。

(1) 周辺住民等の意見聴取に関する資料(様式4)

(2) その他提案内容の説明のために必要な資料

(事前協議)

第6条 前条に定める書類の作成に当たっては、都市計画課と事前協議を行うものとする。

2 第3条第2項に基づく提案に公共施設等に関する内容が含まれている場合は、事前協議において公共施設管理者等の関係部局の同意を得るものとする。

(市の判断等)

第7条 第3条第2項に基づく提案があった場合は、関係各課で構成される「川崎市都市計画マスタープラン検討委員会」(以下「検討委員会」という。)において、まちづくり推進地域別構想の作成若しくは変更を行うか、又は作成若しくは変更を行う必要がないかの市の基本的な方針を定めるものとする。

2 「検討委員会」で定めた市の基本的な方針については、提案者に対し、その要旨を伝えるものとする。

3 第1項の市の基本的な方針については、「川崎市都市計画審議会 都市計画マスタープラン小委員会」(以下「小委員会」という。)に諮り、意見を聴くものとする。

(意見の陳述)

第8条 提案者が希望する場合には、提案者は、提案の主旨や地域の抱える課題等について、「小委員会」において意見を陳述することができるものとする。

意見陳述を希望する場合は、意見陳述申出書(様式5)を提出する。ただし、陳述の時間等については、「小委員会」で定めるものとする。

(作成手続き)

第9条 市長は、まちづくり推進地域別構想の作成又は変更が必要と認めるときは、素案を作成し、以下の作成手続きを進めるものとする。

(1) まちづくり推進地域別構想の案を作成しようとする場合においては、素案を縦覧に供しなければならない。

(2) 前号の規定により素案を提示する場合において、必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

(3) まちづくり推進地域別構想を作成しようとする場合においては、案を縦覧に供しなければならない。

(4) 前各号の規定は、まちづくり推進地域別構想の変更について準用するものとする。

ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 前項第1号及び第3号の規定によりまちづくり推進地域別構想の素案及び案を縦覧に供した場合は、本市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに意見書を市長に提出することができるものとする。

- 3 市長は、素案の作成に当たり、当該区域において地区まちづくり育成条例第12条第1項に規定する「地区まちづくり構想」が認定されている場合は、当該構想に配慮するよう努めるものとする。
- 4 市長は、川崎市都市計画審議会の議を経て、まちづくり推進地域別構想を定めるものとする。
- 5 前項の規定によりまちづくり推進地域別構想の案を川崎市都市計画審議会に付議しようとするときは、第2項の規定により提出された意見書の要旨を提出しなければならない。
- 6 市長は、まちづくり推進地域別構想の素案及び案の作成又は変更に対して、必要に応じて「小委員会」による学識経験者の立場からの専門的な助言を求めるものとする。

(非作成手続き)

第10条 市長は、まちづくり推進地域別構想の作成又は変更を行わない提案については、川崎市都市計画審議会への報告を行い、意見を聴いた後、提案者に対し速やかに理由を付して通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 川崎市都市計画マスタープラン

### まちづくり推進地域別構想提案書（作成・変更）

川崎市長 様

川崎市都市計画マスタープランまちづくり推進地域別構想の策定手続きに関する要綱第3条第2項に基づき、川崎市都市計画マスタープランまちづくり推進地域別構想の作成又は変更について提案します。

なお、提出書類等については事実と相違ありません。

年 月 日

提案者

氏 名 \_\_\_\_\_  
(団体の場合はその名称)

住 所 \_\_\_\_\_  
(団体の場合は主たる事務所の所在地)

連絡先 \_\_\_\_\_

まちづくり推進地域別構想を定めようとする区域の情報

場 所	
面 積	
世 帯 数	
現在の都市計画	

提案内容に関する情報

提 案 の 理 由	
提案の主な内容	
そ の 他	

## 地域住民への説明経緯書

地域住民への周知方法（□にチェックを入れてください）				
<input type="checkbox"/> チラシ配布	<input type="checkbox"/> 説明会	<input type="checkbox"/> 意見書募集	<input type="checkbox"/> 縦覧	
<input type="checkbox"/> アンケート	<input type="checkbox"/> 個別訪問	<input type="checkbox"/> その他		
日 時	月 日	:	～	
	月 日	:	～	
	月 日	:	～	
具体的な内容				
出された意見				
○賛成意見				
○反対意見				
○その他の意見				
反対意見に対する配慮事項等				

※ 説明会等への参加者名簿及び使用した資料一式を添付してください。

※ 意見書募集等を行った場合は、提出された意見書の写しを添付してください。

## 事前協議書

年 月 日

協議先 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

(団体の場合はその名称及び主たる事務所の所在地)

都市計画マスタープランまちづくり推進地域別構想を定めようとする地域の情報

場 所	
面 積	
世 帯 数	
現在の都市計画	

提案に関する情報

提案の理由	
提案の内容と提案後の区域の提案将来像	
地域住民の意向等	

関係課との協議経緯

関係課意見	
意見に対する配慮事項等	



## 周辺住民等へ意見聴取に関する資料

### 1 説明会等開催状況

	1	2
開催年月日	年 月 日 : ~ :	年 月 日 : ~ :
開催場所		
参加人数	人	人
説明会周知方法	・ ・	・ ・
説明会周知範囲		

### 2 参加者の主な意見及び質疑応答の内容

### 3 その他

説明会の参加者名簿及び使用した資料一式を添付してください。

また、意見書募集等を行った場合は、提出された意見書の写しを添付してください。

# 意見陳述申出書

年 月 日

川崎市都市計画審議会  
都市計画マスタープラン小委員会委員長 様

氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
(団体の場合はその名称及び主たる事務所の所在地)

年 月 日に、川崎市に提案した都市計画マスタープランまちづくり推進地域別構想の作成又は変更の主旨及び提案に対する川崎市の判断等について、意見を述べたいので申し出ます。

■ 提案の種別

都市計画マスタープランまちづくり推進地域別構想

作成  変更

■ 提案をした位置

\_\_\_\_\_

■ 意見の要旨

※注意

- ・記入しきれない場合は、別紙に記入ください。
  - ・提出先は、川崎市まちづくり局計画部都市計画課となります。
- 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
- ・意見の要旨については、楷書横書きで簡潔にまとめてください。